

# 「学校いじめ防止基本方針」

有田市立箕島中学校

平成 26 年 4 月 1 日作成

## 1. いじめ防止等のための対策に関する基本方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの定義)

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

### (いじめ防止のための基本姿勢)

- (ア) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- (イ) 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (ウ) いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (エ) いじめの早期解決のために、該当生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。
- (オ) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1)基本施策

#### ア 学校におけるいじめの未然防止

- ◎あらゆる学習活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校作りを目指す。
- ◎あらゆる活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取る「心の居場所作り」を目指す。

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、生徒の基礎・基本の定着を図るとともにそれを活用する力を育て、学習に対する達成感・成就感を持たせ、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。そのため、

- (ア) 教職員が生徒達に対して愛情を持ち、配慮を要する子ども達を中心に捉えた、温かい学級経営や教育活動を展開する。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 授業では、一人ひとりの人格を尊重し、「教室は間違えるところ」の理念の元、生徒のどんな発言も尊重する姿勢と雰囲気作りに努める。

他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う、仲間づくりを目指す。「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒達を成長させる。教職員の子どもたちへの温かい声かけにより「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達は大きく変化するものである。

- (エ) 指導方法等の工夫・改善に取り組み、生徒一人ひとりが活躍できる場の多い授業を行う。指導力の向上を図るために、各教師年間1回以上の研究授業を実施する。
- (オ) 生徒の帰属意識や達成感・自尊感情を育むために、生徒が自主的に行う学校行事や生徒会活動・部活動の支援を行う。

1年宿泊研修、校内花植、3年修学旅行、校外学習、体育大会、文化祭 等

- (カ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、意見発表会等を実施する。

いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発

校内意見発表会、人権講演会、学校だよりの発行、生徒会の取り組み  
情報モラル研修 等

- (キ) 安心して自己表現(主張)ができるよう、ライフスキルの手法を用いた学級指導(活動)を行う。

## イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) 日々の観察

「生徒達のいるところは先生がいる。生徒と共に過ごす。」を意識し、観察に努める。また、教職員間の連絡を密にし、情報共有を図る。

- (イ) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| ①いじめアンケート調査        | 年11回(4月～3月) |
| ②Hyper Q-U         | 年2回(6月、11月) |
| ③学習生活アンケート調査       | 年2回(7月、12月) |
| ④スクールライフ活用         | 週1回         |
| ⑤学級担任による面談(聞き取り調査) | 年2回(6月・10月) |

(ウ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置（教頭を中心に全教職員）

(エ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

**ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラル研修会等を行う。

**(2)いじめ防止等に関する措置**

**ア いじめの防止等の対策のための組織の設置**

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う組織を設置する。

(ア) 生徒指導担当者会・主任者会

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

〈活動〉

①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

②いじめ未然防止に関すること

③いじめ事案に対する対応に関すること

④いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

〈開催〉

週2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(イ) 「保護者代表者会」

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、育友会役員

〈活動〉

①アンケート結果等、学校からの報告の検討

②保護者の立場からの意見交流

〈開催〉

学期2回とする。

(ウ) 「地域代表者会」

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、民生児童委員、学校運営協議会委員

〈活動〉

- ①学校・保護者代表者会からの報告の検討
- ②地域住民の立場からの情報提供や意見交換

〈開催〉

学期1回とする。

## イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## ウ いじめが解消していると認める2つの要件

(ア) いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(イ) いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する。

### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を有田市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

### (4) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

平成 27 年 4 月 1 日改訂

平成 29 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

令和 2 年 4 月 1 日改訂